

清瀬市 ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事をひとりで担うひとり親世帯に大きな困難が生じていることを踏まえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

この給付金には、対象となる方の条件に応じて「基本給付」と「追加給付」の2種類があります。

☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

詳しくはこちら(市ホームページ)



基本給付

【給付対象】

児童扶養手当の支給要件に該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日(18歳の年度末)までの間にある児童、または一定の障害がある20歳未満の児童を監護(監督・保護)する、下表1のア～ウのいずれかの要件に該当する方(注1)

【給付額】

1世帯5万円、第2子以降1人に

つき3万円を加算(1回限り)

追加給付

【給付対象】

下表2のとおり

【給付額】

1世帯5万円(1回限り)

申請方法(基本給付)

◆要件「ア」の方：申請不要

令和2年8月28日(金)に、児童扶養手当の振込指定口座に振り込み

ます。

※給付金の受け取りを希望しない方は、「受給拒否の届出書」をご提出ください。

※児童扶養手当の振込指定口座を解約した・振込指定口座が「貯蓄口座」など、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、「支給口座登録等の届出書」をご提出ください。

◆要件「イ」「ウ」の方：申請必要

基本給付の申請書に必要事項を記入のうえ、下記必要書類を添付して子育て支援課助成係まで郵送または持参でご提出ください。※振込みは、申請月の翌月末を予定しています。支給が決定した方へは、支給通知書を振込日前に送付します。

【必要書類】

◇申請者・請求者及び児童の戸籍謄本または抄本(児童扶養手当の認定を受けている場合は省略可)
◇障害の状態にあることを確認できる書類(身体障害者手帳、愛の手帳など)(児童扶養手当の認定を受けている場合は省略可)
◇申請者・請求者の本人確認書類のコピー〔運転免許証、健康保険証・マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポートなど〕

◇受取口座を確認できる書類のコピー〔通帳、キャッシュカードなど〕(児童扶養手当の認定を受けている場合は省略可)
◇簡易な収入額の申立書〔申請者

本人用・扶養義務者用〕(収入額が支給要件を満たさない場合でも、「簡易な所得額の申立書」を提出いただくと、支給の対象となる場合があります)

◇収入額の申立書に係る収入額がわかるもの(要件「イ」の方：平成30年中の給与明細書、平成30年分の源泉徴収票、年金振込通知書、年金証書など。要件「ウ」の方：令和2年2月以降の任意の1か月分の給与明細書、事業収入・不動産収入に係る帳簿、年金振込通知書、年金証書など)

申請方法(追加給付)

追加給付の申請書に必要事項を記入し、子育て支援課助成係まで郵送または持参でご提出ください。※振込みは、申請月の翌月末を予定しています。支給が決定した方へは、支給通知書を振込日前に送付します。

申請期間(基本・追加両方)

令和2年8月3日(月)～令和2年12月28日(月)午前8時30分～午後5時。(土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は消印有効)

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

☎0120-400-903

受付時間：平日午前9時～午後6時

現況届の提出は8月31日(月)まで

◆児童扶養手当現況届

継続して児童扶養手当を受給するためには必ず提出が必要です。7月末に送付する必要書類を確認のうえ、提出してください。また、該当の方は、ひとり親家庭等医療費助成制度現況届の提出もお願いします。

【受け付け期間】8月3日(月)～31日(月)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時、土・日曜日、祝日は除く)※郵送不可。手続きは、ご本人のみ可能です。代理の方が手続きすることはできません。

◆児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届が未提出の方へ

児童扶養手当を今までどおり受給するには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色の用紙)と関係書類の提出が必要です。対象の方には6月12日に必要書類等を送付していますので、児童扶養手当の現況届と同様

に8月31日(月)までに提出してください。

◆乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度の現況届

乳幼児・義務教育就学児医療費助成(マル乳・マル子)を受けている方で、公簿などにより所得状況の確認ができない方や添付書類が必要な方へ、7月末に現況届を送付します。必要事項を記入・押印し、必要書類などを添えて、8月31日(月)までに提出(郵送可)してください。9月下旬に該当者の方には医療証を、所得超過などで非該当の方には、消滅通知を送付します。現況届が提出されないと、医療証の交付が受けられない場合がありますので、必ず提出してください。※令和元年度に所得制限限度額超過となった方で令和元年中の所得が制限限度額内の場合は下記へ。
☎いずれも子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

清瀬市 子育て世帯への臨時特別給付金～公務員の方へ～

公務員の方は、令和2年3月31日時点(児童が令和2年3月に中学校を修了した方は、令和2年2月29日時点)で住民票のある市区町村への申請が必要となります。
【清瀬市の申請受付期間】11月2日(月)まで(必着)
【申請方法】勤務先から配布される申請書に児童手当の受給者である証明を受けたうえで、申請書裏面に振込先金融機関口座の確認書類(通帳またはキャッシュカードの写し)を添付し、右記の申請先

までご提出ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送でのお手続きにご協力をお願いします。
【申請先】〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地 清瀬市子ども家庭部子育て支援課助成係
【支給時期】申請月の翌月末ごろに支給する予定です。(例：6月中旬に申請→7月末に支給) ☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088
※詳しい支給日については、個別に支給通知書を送付します。

たのしくやさしい俳句実作教室

☎初心者の方、実作経験はあるが脱初心者を目指したい方、句会に参加したいけど敷居が高いと思っている方(過去に参加された方は不可)。先着10人 ☎9月25日(金)から令和3年3月26日(金)までの第4金曜日(10月は第3金曜日) 午後1時30分～3時30分 場生涯学習センター ☎石田波郷俳句大会実行委員 大山恭子氏 ☎☎8月3日午前9時から電話で生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-495-7001 へ

今月の納期

◆市・都民税(第2期) ◆国民健康保険税(第2期) ◆後期高齢者医療保険料(第2期) ◆介護保険料(第2期) 8月31日(月)までに納めてください。